

処分基準新旧対照表

旧	新
処 分 基 準 令和4年5月13日作成	処 分 基 準 令和7年8月8日作成
法 令 名：道路交通法	法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項	根 拠 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し	処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）
処 分 基 準：福岡県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	処 分 基 準：福岡県公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。
<u>問い合わせ先</u>：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892） 又は交通企画課<u>安全教育係</u>（092-641-4141 内線 5043）	<u>問 合 せ 先</u>：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892） 又は交通企画課<u>安全対策係</u>（092-641-4141 内線 5043）
備 考：	備 考：

別紙 1

1 認定の審査

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第10号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第47号）に準拠しており、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

また、認定検査規則第4条第1項第4号の「第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添1に定める指定基準に基づき、判断すること。

2～3 (略)

別添1 (略)

別紙 1

1 認定の審査

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第28号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和7年2月28日付け警察庁丁運発第72号）に準拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

また、認定検査規則第4条第1項第4号の「第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添1に定める指定基準に基づき、判断すること。

2～3 (略)

別添1 (略)

別記様式第1号

にんていにん ち き のうけん さ けつ か つう ち しょ
認定認知機能検査結果通知書

じゅう しょ
住 所
し めい
氏 名
せい ねん がっ び
生 年 月 日
けん き ねん がっ び
検査 年 月 日
けん き ば しょ
検 査 場 所

そうごうてん
総合点
(A 点)
(B 点)

き おくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

こん ご うんてん じゅうぶんちゅう い い し か ぞく そうだん
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、りん し てきせいけん さ せんちん い しんだん う また い し
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けっ か にん ち しょう はんめい うんてんめんきよ
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしょうとう こうしん て つづき さい
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



別記様式第1号

にんていにん ち き のうけん さ けつ か つう ち しょ
認定認知機能検査結果通知書

じゅう しょ
住 所
し めい
氏 名
せい ねん がっ び
生 年 月 日
けん き ねん がっ び
検査 年 月 日
けん き ば しょ
検 査 場 所

そうごうてん
総合点
(A 点)
(B 点)

き おくりよく はんだんりよく ひく
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

きおくりよく はんだんりよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。

こん ご うんてん じゅうぶんちゅう い い し か ぞく そうだん
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、りん し てきせいけん さ せんちん い しんだん う また い し
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

しんだん けっ か にん ち しょう はんめい うんてんめんきよ
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

うんてんめんきよしょうとう こうしん て つづき さい
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



別記様式第 1 号

にんていにん ち き のうけん さ げつ か つう ち しょ
認定認知機能検査結果通知書

じゅう しょ
住 所
し めい
氏 名
せい ねん がっ び
生 年 月 日
けん さ ねんがっ び
検査年月日
けん さ ば しょ
検 査 場 所

にん ち しょう き じゅん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か きおくりよく はんだんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじん さ か れい にん ち き のう しんたい き のう へん か
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん
運転をすることが大切です。

きおくりよく はんだんりよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきょしょう こうしん て つづき さい しよめん かなら じ さん
運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



別記様式第 1 号

にんていにん ち き のうけん さ げつ か つう ち しょ
認定認知機能検査結果通知書

じゅう しょ
住 所
し めい
氏 名
せい ねん がっ び
生 年 月 日
けん さ ねんがっ び
検査年月日
けん さ ば しょ
検 査 場 所

にん ち しょう き じゅん がいとう
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か きおくりよく はんだんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじん さ か れい にん ち き のう しんたい き のう へん か
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん
運転をすることが大切です。

きおくりよく はんだんりよく てい か しんごう む し いち じ ふ てい し い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきょしょう こうしん て つづき さい しよめん かなら じ さん
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くっており、認知症のおそれがある。
-------	----------------------------

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、**免許証**の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くっており、認知症のおそれがある。
-------	----------------------------

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、**免許証等**の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きま

別紙2

1 認定の審査

認定検査規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」（令和4年3月2日付け警察庁丙運発第9号。以下「運転技能検査運用通達」という。）及び「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第50号）に準拠しており、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

ア～イ (略)

2～3 (略)

別添2～別記様式第2号 (略)

別紙2

1 認定の審査

認定検査規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1)～(2) (略)

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第25号。以下「運転技能検査運用通達」という。）及び「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第69号）に準拠しており、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

ア～イ (略)

2～3 (略)

別添2～別記様式第2号 (略)